

## 第一章 【名称及び事務局】

第1条 当リーグは、軟式野球並木リーグ連盟とする。

第2条 当リーグの事務局は、平山正美自宅とする。

所在地：横浜市金沢区並木1-1-5-501

## 第二章 【目的】

第1条 軟式野球を通じて会員相互の親密な交流と人間関係、草野球の楽しさを通じ地域社会に貢献する事を目的とする。

## 第三章 【役員及び役員会について】

第1条 役員構成は会長1名、副会長1名、理事1名、顧問1名、役委員長1名、その他役員は記録委員、書記委員、審判委員、会計委員、実行委員で構成され全て任期を一年間とする。

第2条 リーグ登録チームは必ず月1回監督会議を行い【毎月第四週の土曜日午後19時よりシーサイド4FCR】役委員会には必ず代表者か、代理人が参加する事。  
監督会議で出欠を取るが事前連絡が無く、無断欠席したチームは次の月の試合を無とする。  
また、幾度も欠席が多い場合、期間途中でも即、脱退を命ずる。

第3条 役委員会では、各チームが翌月確保したグラウンドを連盟に届け、対戦チーム、試合決定、問題点等を協議し、野球運営をスムーズに進行する会である。

第4条 会計報告は、翌年2月の役委員会時に報告する事。

第5条 リーグ運営に関し役員、審判関連を愚弄する発言をしたチームは即座にその場で脱退を申し付ける。

## 第四章 【リーグ加盟及び脱退】

第1条 連盟会員となるチームは、リーグに努力と協力を惜しまず成人行動ができるチームとする。

第2条 加盟チームへは規約を発行し、規約確認後誓約書を提出して頂き、違反した場合脱退を命ずる。

第3条 本年度11月役委員会までに自ら脱退の意志を表明した場合。

第4条 リーグ加盟したチームは納会までを一連とし、それに反した場合優勝は認めない。また、次年度の参加も認めない。

## 第五章 【料金について】

第1条 グラウンド使用に対し各チームは試合後現金にて管理側に支払う。

第2条 リーグ公認審判員【神奈川県審判部登録者】は1試合1名で2時間とする。料金は、試合後専用封筒に入れグラウンド確保チームがまとめ手渡す。審判料は5,000円とする。  
但し、試合開始時刻前に雨が降り審判が無理と判断場合、駐車場代500円とする。

第3条 連盟承認したチームは初年度に参加費2万円を2月監督会議時に支払い、納会費1万5千円を11月監督会議時に連盟に支払う。

※途中脱退しても参加費、納会費は返金しない。

## 第六章 【規律・内規】

第1条 選手登録について

1項 登録は、前期2月と（リーグ開催）、後期7月（初旬から監督会議まで）に役委員長へ連絡する。

2項 登録選手は、氏名、背番号、年齢、を必ず記入する事。【代表者2名は住所、電話番号も記入すること】  
登録選手は31名までとする。 ※上記記入洩れはリーグ登録を認めない。

3項 連盟登録者は背番号0から99まで、男女を問わず15歳以上であればリーグ試合に参加出来る。

## 第2条 グラウンド規約と審判について

- 1項 グラウンドルールは各グラウンドによって異なり、審判一任とする。  
※試合中雨が降り、試合困難な場合も審判一任とする。
- 2項 利用するグラウンドは軟式野球試合が出来ると役委員会にて承認されたグラウンドを使用する。
- 3項 試合前日及び当日雨天の場合、グラウンド確保したチームがグラウンド管理局に連絡し、利用不可能と判断された場合中止とし、再試合を行う。使用グラウンドが可能か不可能かの判断は両チームでグラウンドを確認し決定か中止を決める。中止の場合、役委員長へ連絡すること。管理局が無い場合はグラウンド確保チームに一任する。
- 4項 2面使用グラウンドでリーグ試合時刻に対面にて試合が行われている場合、中止は認めない。  
※上記事項を無視した場合や試合中止を勝手に判断した場合グラウンド確保チームは不戦敗、両チームが黙認した場合は未試合消化試合とする。
- 5項 グラウンドが急遽確保出来た時は役委員長に連絡し、相手チームがいれば公認試合と認める。
- 6項 リーグ役委員会で決定した試合はリーグ審判委員が日時を審判部へ連絡をする。
- 7項 リーグ公認審判は軟式野球並木リーグ連盟とリーグ戦試合のみ確約している。
- 8項 審判依頼正式ルートは下記とし、公認審判部との直接連絡は認めない。  
決定試合、中止、確認 ↔ リーグ審判委員 ↔ 公認審判部  
※ リーグ試合で他審判を派遣する場合はトラブル（他リーグ所属）に注意する事。
- 9項 スコアer記入時、難しい処理（エラー、ヒット）については審判に確認する。
- 10項 審判に対しては絶対服従し抗議は監督、主将に準ずるものとする。
- 11項 審判及び相手チームにヤジ等を飛ばすなど、ケンカ等に繋がる問題を起こした場合、選手及びチーム事態を本リーグより脱退させる。

## 第3条 その他

- 1項 当リーグへ参加チームを紹介する事はかまわないが、紹介されたチームが問題を起こした場合紹介したチームも本リーグより脱退させる事もある。
- 2項 グラウンドを確保したチームがベンチを一塁側とし、後攻とする。

## 第七章 [並木リーグ特別規約]

- 第1条 当リーグは1年間を3グループ【ファーストG、セカンドG、サードG】に分け①ポイントの多いチームで各グループの順位を決定する。同点の場合、②得失点差、③総得点、④優勝チームとの得点差とする。試合期間は3月から11月までに順位決定し、次年度からは下記とする。また、規定打席は試合数×1とし、チーム数が3G同等でない場合は調整する。  
ファーストG：下位2チームは次年度よりセカンドGに移動する。  
セカンドG：上位2チームは次年度よりファーストG移動、下位2チームはサードG移動。  
サードG：上位2チームは次年度よりセカンドG移動する。

- 第2条 本年度のリーグ試合は1形として攻撃、守備9名、2形として攻撃10名、守備9名と2種の形式を用いる。

- 1項 1形の試合でケガ等により9名以下で交代要員がない場合、第七章第6条を適応する。  
※試合途中での2形は認めない。
- 2項 2形の試合は10名攻撃、守備9名、10人の1名をFA1とする。【FAとはフリーエージェントでDHと同じ扱いまた、守備交代は可能】FAが守備に着いた時は新たにFA2を出すこと。但し、ケガ等で交替要員がない場合、第6条を適応する。※試合途中での1形は認めない。

- 第3条 リーグ試合は1時間30分を超えて新しいイニングに入らない。

第4条 試合開始から最大1時間45分でどのような状態であっても終了とする。この時の勝敗は表裏が終わったイニングを試合成立とする。また、雨天中止、再試合は3回終了しない場合とし、試合再開すれば、正式試合となる。

第5条 規約を厳守出来ない場合は不戦敗とし、対戦結果は0対1とする。

※不戦敗とされたチームは審判費用及びグラウンド費用を全額支払う。

第6条 試合人員不足で他チームより補強選手は3名までとするが、ピッチャーは認めない。

第7条 当リーグ登録選手はグラウンド内では必ずユニホームを統一、着用すること。

※補強選手もユニホーム着用すること。スコア表には応援と明記すること。

第8条 当リーグ試合では、硬式金属バットの使用は認めない。

第9条 リーグ試合ボールは健康ボール【M級】を使用し、新球を試合前2個審判に渡す。

第10条 ファウルボールは、攻撃側が拾いに行き、無くなった場合新球を提出する。

第11条 コールド試合は3回15点、4回10点、5回7点差がついた場合とする。

第12条 試合開始時間に相手チームが9名いない場合、第七章第6条【不戦敗】を適用する。

第13条 当日試合場所、時間を間違えた場合も第七章第6条を適用する。

第14条 区民大会参加チームは区民大会試合を優先とし、当連盟試合を変更する事が出来るが、変更出来る期間は区民試合当日を除く3日前までとし、グラウンド確保チームが相手チームと役委員長には必ず届け出る。また、部員葬儀等による緊急時の場合も再試合とする。

※連絡不十分な場合、第七章第6条【不戦敗】を適用する。

第15条 監督会議に参加出来ない場合は、必ず役委員長に直接連絡する。

尚、監督会議不参加チームには役員側から会議事項の連絡はしない。

第16条 当リーグの試合は原則として日曜日だが、祭日でも対戦相手がいる場合、公認試合とする。

第17条 グラウンド確保での勝敗について

1項 グラウンドを確保し試合を組んだが雨天中止になった場合、グラウンドを貸し出した場合。

2項 グラウンドを確保したが対戦チームがない場合。

※グラウンド確保しても区民大会が入った場合、確保権利は無しとする。

第18条 天候等により9月までに優勝チームが決定しない場合、10月試合上位までにより上位までに位置するチームを優先試合を行い順位を決定する。

第19条 スコア表について

1項 スコア表はリーグ専用用紙を使い、試合事に作成し、それを集計したスコア表も添付しリーグ、記録委員に11月までにまとめて提出する。このとき、不戦試合のスコアも提出する事。

不戦勝のスコアは2打席1安打、打点は1点とし誰かに記載して提出する。

不戦敗のスコアは2打席0安打で記載し提出する。

※試合数のスコアを提出しない場合は個人賞の対象とはしない。

※未試合勝利の権利はグループ対戦表の下位から上位へ権利が進む。

第20条 個人賞取得について

1項 個人賞取得の条件は規定打席を満たし、各部門の規定を満たした人を表彰する。

第21条 野球するに当たり打者はヘルメット、キャッチャーはレガース、プロテクター、ヘルメットを必ず着用する事。

第八章 [開催式と閉会式について]

第1条 リーグ開催は2月第4週の土曜日とし、参加費、選手登録表、誓約書を提出する。

これに間に合わない場合、事前連絡し事前に事務局へ届けたチームのみ本大会参加を許す。

第2条 閉会式は優秀の美を飾り年度末12月第3週の日曜日行い、優勝チームにはレプリカ、個人賞、授与し、納会では抽選会で参加者に粗品を授与する。

団体・・・ファーストG優勝【レプリカ】、セカンドG優勝【レプリカ】サードG優勝【レプリカ】  
 個人打者部門・・・①打点【7点以上】、②首位打者【3割以上】、③盗塁【7個以上】、  
 ④出塁【4割以上】⑤本塁打【3本以上】同点の場合は塁打数の多い方とする。  
 個人投手部門・・・①最多【3勝以上】、②奪三振【30個以上】、③完全試合  
 同点数の場合は投球イニング数の多い方とする。

第九章 [リーグ試合勝敗について]

第1条 ポイントのについて

- 勝ち(○)ポイント3 負け(●)ポイント0 未試合勝利(◇)ポイント2  
 未試合敗戦(◆)ポイント0 不戦勝(□)ポイント3 不戦敗(■)ポイント-3  
 引き分け(△)ポイント1 未試合引き分け(▲)ポイント-1
- 1項 勝ち(○)ポイント3 負け(●)ポイント0 左記のポイントは試合に決着がついた場合。  
 2項 未試合勝利(◇)ポイント2 未試合敗戦(◆)ポイント0 左記のポイントはグラウンドを確保し、対戦相手が居ない、雨天中止、グラウンド貸し出した場合。  
 3項 不戦勝(□)ポイント3 不戦敗(■)ポイント-3 左記のポイントは試合を組んだが急遽棄権した場合。  
 4項 引き分け(△)ポイント1 左記のポイントは試合したが決着がつかなかった場合。  
 5項 未試合引き分け(▲)ポイント-1 左記ポイントはグラウンドを年度中確保出来ず、試合も出来ないで終了した場合。  
 6項 規定時間1時間30分(最大1時間45分)内で表裏が終了したチームを勝ちとする。  
 7項 決められた回数にてコールドゲームが成立した場合  
 8項 相手チームが試合開始時間までに人員が集まらない場合。  
 9項 リーグ試合を除く3日までに中止連絡が役員、相手チームに連絡が行かなかった場合。  
 11項 試合開始を9人制、10人制で開始したが、途中で試合が出来なくなった場合。

※図例：リーグ会議決定試合時間『11時から13時』の場合

